



令和8年度  
**スポットワーク導入支援補助金**  
**【申請の手引き】**

【目次】

1	目的	1
2	補助対象者	1
3	補助対象活動、補助金額	1
4	交付申請から補助金支払までの手続の流れ	2
5	申請資格・要件	2
6	申請方法	3
7	注意事項	4
8	補助金に関するQ & A	4
9	交付申請書等記入例	10

次のとおり、鳥取県スポットワーク導入支援補助金の募集を行います。

## 1 目的

本補助金は県内事業所のスポットワークの導入を支援することで、新たな雇用を創出し、地域経済の振興及び県内事業所の人手不足解消に寄与することを目的としています。

## 2 補助対象者

本補助金の対象者は、次の要件を全て満たす方となります。

- (1) 県が主催する「スポットワーク活用促進セミナー」を受講又はオンライン視聴し、かつ、本補助金を過去に受給したことがない事業者であること。
- (2) 同一年度内に国又は他の地方公共団体等が所管する同様の目的の補助金等を受給していない又は受給する見込みがない事業者であること。
- (3) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等の労働関係法令を遵守している事業者であること。
- (4) 国又は地方公共団体の各種助成金等において、過去 3 年以内に不正受給（偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の交付を受け、又は受けようとする。）をしていない事業者であること。

## 3 補助対象経費、補助金額

### (1) 補助対象経費（＝算定基準額）

スポットワーカーとの仲介が成立したことへの対価として、スポットワーク雇用仲介事業者に支払った人材紹介手数料（サービス利用料）

※本活動の対象として明確に区分でき、かつ証拠書類により金額等が確認できるようにしてください。

※賃金、交通費、振込手数料、消費税および地方消費税の額は含みません。

### (2) 補助金額

上記（1）経費の 1/2 の額を補助します。

ただし、1 社当たりの当該年度の補助金額は、5 万円を上限額とします。

#### 4 交付申請から補助金支払までの手続の流れ

項目	実施者	時期	内容・注意事項等
① 補助対象活動を実施	申請者	R8年4月1日 ～	求人に当たり、スポットワーク雇用仲介事業者のサービスを利用し、仲介が成立したことへの対価として、人材紹介手数料（サービス利用料）をスポットワーク雇用仲介事業者に支払う。
② 補助金交付申請書提出	申請者	R8年5月25日 ～ R9年2月20日	補助対象活動が完了した日から1カ月以内の日または2月20日のいずれか早いほうの日までに交付申請書、活動報告書を作成し、県雇用・働き方政策課へ提出してください。 ※補助対象活動を複数回行った場合は、申請したいすべて活動が完了してから提出してください。
③ 補助金交付決定兼額確定通知	県	②の受付後30日以内（交付申請受理後速やかに）	提出された書類を県雇用・働き方政策課で審査し、交付決定兼補助金額確定の通知を行います。
④ 補助金支払	県	確定通知送付から2週間程度	補助金の精算払を行います。

#### 5 申請資格・要件

(1) 公的補助金であることから、次の各号の要件に該当する方は応募できません。

ア 宗教活動や政治活動を目的にしている者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

(2) 次の各号の要件に該当する場合は、審査の対象から除外します。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 鳥取県補助金等交付規則（規則）、スポットワーク導入支援補助金交付要綱（要綱）、本要領に違反又は著しく逸脱した場合

ウ その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

## 6 申請方法

補助金交付を希望される方は、とっとり電子申請サービス又は郵送・持参により交付申請書等を鳥取県商工労働部雇用人材局雇用・働き方政策課まで提出してください。

様式は、鳥取県のホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/323568.htm>) からダウンロードできます。

※鳥取県のホームページ（とりネット）>組織で探す>商工労働部>雇用・働き方政策課>人材確保  
>スポットワークについて>鳥取県スポットワーク導入支援補助金

(1) 受付期間 令和8年5月25日(月)から令和9年2月20日(日)まで

(2) 申請書の提出先

ア 電子申請の場合

とっとり電子申請サービスにアクセスいただき、必要書類を添付して送付してください。  
リンクは以下のとおりです。

([https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=20679](https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=20679))



イ 郵送又は持参の場合

〒680-8570

鳥取市東町1丁目220 鳥取県商工労働部雇用人材局雇用・働き方政策課

(3) 補助金交付申請に必要な書類 (必ずすべて御提出をお願いします)

ア 補助金交付申請書(正本1部、A4)…様式第1号

イ 活動報告書(正本1部、A4)…様式第2号

ウ 誓約書(製本1部、A4)…別紙

エ 鳥取県内に事業所を有していることが確認できる書類の写し

オ スポットワーク雇用仲介事業者に支払う手数料の内訳がわかる資料の写し

カ スポットワーク雇用仲介サービスの利用内容がわかる書類の写し

キ スポットワーク雇用仲介事業者への支払い完了を証する書類の写し

ク 提出書類チェックリスト…本手引きに定める様式

(4) 補助制度に係る問合せ

鳥取県 商工労働部 雇用人材局 雇用・働き方政策課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地(本庁舎7階)

電話: 0857-26-7662

電子メール: [koyou-hataraki@pref.tottori.lg.jp](mailto:koyou-hataraki@pref.tottori.lg.jp)

URL: <https://www.pref.tottori.lg.jp/koyou-hataraki/>

## 7 注意事項

### 【補助金交付の申請】

- ・申請に係る一切の費用は申請者自身の負担となります。
- ・提出された書類は返却できませんので、あらかじめご了承ください。
- ・必要に応じて別途追加資料の提出をお願いする場合がありますのでご承知ください。
- ・提出前に、「チェックリスト」により必要書類が揃っているかどうかを確認した後、提出してください。

### 【補助金の支払等】

- ・補助金は原則として、補助金交付決定兼額確定通知（様式第3号）送付後の精算払となります。
- ・補助対象者は、補助対象経費の収支状況等を証する書類（領収書等）を整備し、活動完了年度の翌年度から起算して5年間保存する必要があります。

### 【その他】

- ・提出書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象となります。

## 8 補助金に関するQ & A（ホームページに順次追加します）



Q 1. 補助対象事業所となる県内企業の要件はありますか。

A 1. 鳥取県内に事業所を置く企業（事業主）であれば、補助金の対象となります。（業種や規模の大小は問いません。）

Q 2. スポットワーク雇用仲介事業者はどのような事業者ですか。

A 2. タイミーなどに代表される、スキマ時間を利用して働きたい労働者と、人材を必要とする事業所を繋ぐサービスを提供する事業者のことです。

Q 3. 他県の事業所で補助対象活動を行い、他県の補助金を受給した場合、本補助金の交付対象となりますか。

A 3. 対象となりません。

Q 4. 年度内に複数回鳥取県内で補助対象活動を行いました、複数回申請することはできますか。

A 4. 本補助金は1事業所につき1回申請可能ですので、複数回補助対象活動がある場合はまとめて1回で申請してください。ただし、1社当たりの年度内の補助金の上限は5万円ですので、上限額を超えての申請はできません。

令和 年 月 日

鳥取県知事 様

申請者 所在地 \_\_\_\_\_  
名 称 \_\_\_\_\_  
代表者職氏名 \_\_\_\_\_

鳥取県スポットワーク導入支援補助金交付申請書

鳥取県スポットワーク導入支援補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助事業等の名称	鳥取県スポットワーク導入支援補助金
算定基準額	円
交付申請額	円
添付書類	鳥取県スポットワーク導入支援補助金事業報告書

鳥取県スポットワーク導入支援補助金事業報告書

1 実績報告

スポットワーカーの雇用開始日	令和 年 月 日	
スポットワーク雇用仲介事業者への支払終了日	令和 年 月 日	
雇用したスポットワーカーの人数（延べ人数）	名	
スポットワーカーの勤務時間（延べ時間）	時間	
支 払 日	スポットワーク雇用仲介事業者への支払総額(税込)	うち手数料 (サービス利用料) (税抜)
合計		(A)
交付申請額 (A × 1/2 (※1円未満切り捨て))		

※1 本様式の各欄は必要に応じて追加してください。

※2 補助対象経費は「うち手数料（サービス利用料）」の額となります。賃金、交通費、振込手数料、消費税および地方消費税は含みません。

2 振込口座情報（補助金を振り込む口座の情報ですので、お間違えのないよう記入してください）  
請求額 金〇〇〇, 〇〇〇円

債権者コード	
振込先金融機関	
店舗名	
口座種別	普通・当座
口座番号	
口座名義	(フリガナ)

※1 債権者コードは鳥取県に振込口座登録をしている場合のみ記載してください

3 添付書類

- (1) 鳥取県内に事業所を有していることが確認できる書類（※営業許可書、登記簿謄本、賃貸借契約書など）の写し
- (2) スポットワーク雇用仲介事業者へ支払う手数料の内訳がわかる資料の写し
- (3) スポットワーク雇用仲介サービスの利用内容がわかる書類（スポットワーク雇用仲介事業者からの請求書または支払明細書）の写し
- (4) スポットワーク雇用仲介事業者への支払い完了を証する書類（通帳等）の写し

(別紙)

令和 年 月 日

誓 約 書

鳥取県知事 様

申請者 所在地 \_\_\_\_\_  
名 称 \_\_\_\_\_  
代表者職氏名 \_\_\_\_\_

スポットワーク導入支援補助金の申請にあたり、スポットワーク導入支援補助金交付要綱第4条に定められた補助対象事業者の要件をすべて満たしていることを下記のとおり誓約します。

記

- (1) 私は、県内に事業所を有する事業者です。
- (2) 私は、県が主催する「スポットワーク活用促進セミナー」を受講又はオンライン視聴し、かつ、本補助金を過去に受給したことがない事業者です。
- (3) 私は、同一年度内に国又は他の地方公共団体等が所管する同様の目的の補助金等を受給していない又は受給する見込みがない事業者です。
- (4) 私は、労働基準法（昭和22年法律第49号）等の労働関係法令を遵守している事業者です。
- (5) 私は、国又は地方公共団体の各種助成金等において、過去3年以内に不正受給（偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の交付を受け、又は受けようとする。）をしていない事業者です。

## 鳥取県スポットワーク導入支援補助金 提出書類チェックリスト

このチェックリストは、交付申請書（兼活動報告書）の記入等の誤りや添付書類のもれを少なくし、修正等の事務手続を減らすために留意事項等をまとめたものです。

適切な補助金関係事務に対しご協力をお願いします。

### ■ 提出者

提出者名 \_\_\_\_\_

提出者連絡先 \_\_\_\_\_

### ■ 申請書・添付書類のチェック

書類	項目	チェック欄		
		申請者	県	
交付申請書	交付申請期限内の提出ですか（提出日）			
	交付申請額は補助対象経費×補助率で求めた数字を円単位で記載していますか 算定基準額（補助対象経費） _____ 円 交付申請額（算定基準額の 1/2） _____ 円			
	活動報告書の各項目に必要な記載がされていますか			
	交付申請額の欄はスポットワーク雇用仲介事業者等に支払った人材紹介手数料（サービス利用料）（税抜）にしていますか			
事業報告書	補助対象経費は賃金、交通費、振込手数料、消費税および地方消費税の額を抜いて積算していますか			
	振込口座に間違いはないですか			
	添付書類	鳥取県に事業所を有していることが確認できる書類（※営業許可書、登記簿謄本、賃貸借契約書など）の写し		
		スポットワーク雇用仲介事業者を支払う手数料の内訳がわかる資料の写し		
スポットワーク雇用仲介サービスの利用内容がわかる書類（スポットワーク雇用仲介事業者からの請求書または支払い明細書）の写し				
スポットワーク雇用仲介事業者への支払い完了を証する書類（通帳等）の写し				
誓約書	すべての項目に偽りはないですか			

#### 【鳥取県記載欄】

受理日： 令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

県所属名： 県雇用・働き方政策課

県担当者名： \_\_\_\_\_

## 9 交付申請書等記入例

### 交付申請書記入例

様式第1号（第6条関係）

提出日を入れてください。

令和7年12月22日

鳥取県知事 様

申請者 所在地 鳥取県鳥取市〇〇丁目  
 名称 〇〇株式会社  
 代表者職氏名 雇用 花子

#### 鳥取県スポットワーク導入支援補助金交付申請書

鳥取県スポットワーク導入支援補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第5条の規定により、下記のとおり申請します。

#### 記

補助事業等の名称	鳥取県スポットワーク導入支援補助金
算定基準額	15,750円
交付申請額	7,875円
添付書類	鳥取県スポットワーク導入支援補助金事業報告書

事業報告書（様式第2号）  
 1実績報告表の「**うち手数料（サービス利用料）の合計（A）**」の金額（税抜）を記入してください。

事業報告書（様式第2号）  
 1実績報告表の「**交付申請額**」の金額（税抜）を記入してください。

鳥取県スポットワーク導入支援補助金事業報告書

1 実績報告

スポットワーカーの雇用開始日	令和8年9月1日	
スポットワーク雇用仲介事業者への支払終了日	令和8年12月4日	
雇用したスポットワーカーの人数(延べ人数)	5名	
スポットワーカーの勤務時間(延べ時間)	35時間	
支払日	スポットワーク雇用仲介事業者への支払総額(税込)	うち手数料(サービス利用料)(税抜)
令和8年9月1日	15,600円	3,600円
令和8年9月4日	15,600円	3,600円
令和8年11月23日	15,600円	3,600円
令和8年12月1日	11,700円	2,700円
令和8年12月4日	9,750円	2,250円
合計	68,250円	15,750円(A)
交付申請額(A×1/2(※1円未満切り捨て))		7,875円

※1 本様式の各欄は必要に応じて追加してください。

※2 補助対象経費は「うち手数料(サービス利用料、消費税および地方消費税は含みません。)

経費の合計額を(A)欄に、(A)額の1/2を補助金額欄に記載してください。

2 振込口座情報(補助金を振り込む口座の情報です。お間違えのないよう記入してください)  
請求額 金〇〇〇,〇〇〇円

債権者コード	
振込先金融機関	
店舗名	
口座種別	普通・当座
口座番号	
口座名義	(フリガナ)

補助金の振込先口座をお間違えの無いように記載して下さい。  
(普通預金でない場合は、預金種別を記載して下さい。)

※1 債権者コードは鳥取県に振込口座登録をしている場合のみ記載してください

3 添付書類 **忘れずにご提出ください**

- (1) 鳥取県内に事業所を有していることが確認できる書類(※営業許可書、登記簿謄本、賃貸借契約書など)の写し
- (2) スポットワーク雇用仲介事業者を支払う手数料の内訳がわかる資料の写し
- (3) スポットワーク雇用仲介サービスの利用内容がわかる書類(スポットワーク雇用仲介事業者からの請求書または支払明細書)の写し
- (4) スポットワーク雇用仲介事業者への支払い完了を証する書類(通帳等)の写し

チェックリスト記入例

鳥取県スポットワーク導入支援補助金 提出書類チェックリスト

このチェックリストは、交付申請書（兼活動報告書）の記入等の誤りや添付書類のもれを少なくし、修正等の事務手続を減らすために留意事項等をまとめたものです。

適切な補助金関係事務に対しご協力をお願いします。

■ 提出者

提出者名 雇用 花子

提出者連絡先 090-\*\*\*\*-\*\*\*\*

■ 申請書・添付書類のチェック

書類	項目	チェック欄	
		申請者	県
交付申請書	交付申請期限内の提出ですか（提出日 <b>令和7年12月22日</b> ）	✓	
	交付申請額は補助対象経費×補助率で求めた数字を円単位で記載していますか	✓	
	算定基準額（補助対象経費） <u>15,750円</u>		
	交付申請額（算定基準額の1/2） <u>7,875円</u>		
事業報告書	活動報告書の各項目に必要な記載がされていますか	✓	
	交付申請額の欄はスポットワーク雇用仲介事業者等に支払った人材紹介手数料（サービス利用料）（税抜）にしていますか	✓	
	補助対象経費は賃金、交通費、振込手数料、消費税および地方消費税の額を抜いて積算していますか	✓	
	振込口座に間違いはないですか	✓	
添付書類	鳥取県に事業所を有していることが確認できる書類（※営業許可書、登記簿謄本、賃貸借契約書など）の写し	✓	
	スポットワーク雇用仲介事業者を支払う手数料の内訳がわかる資料の写し	✓	
	スポットワーク雇用仲介サービスの利用内容がわかる書類（スポットワーク雇用仲介事業者からの請求書または支払い明細書）の写し	✓	
	スポットワーク雇用仲介事業者への支払い完了を証する書類（通帳等）の写し	✓	
誓約書	すべての項目に偽りはないですか	✓	

【鳥取県記載欄】

受理日： 令和 年 月 日

県所属名：県雇用・働き方政策課

県担当者名：